

平成 29 年
第 8 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 8 月 30 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 颯娃文化会館大会議室

3. 出席委員(20 人)

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員(人)

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 52 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 53 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 7 議案第 54 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 55 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 56 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 10 議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積

計画に対する意見決定について

○ その他 11

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。ただいまの出席人員は 20 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 29 年第 8 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告でございますが、議案資料の 88・89 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして、事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 8 月の事務局長諸般の報告をいたします前に、先月の総会において調査・報告を求められていた 3 件について、報告いたします。

先ず、青年等就農計画認定に関する申請者の年齢制限については 49 歳までと申し上げましたが、原則 45 歳未満とのことです。国の農業次世代人材投資資金（旧青年等就農給付金）の対象者と同じではないかと理解していたことから、49 歳と申し上げたところです。あくまで原則ですので、49 歳でも計画の妥当性と本人のやる気があれば、就農計画の認定は可能ではないかとの担当者の見解でありました。

次に、譲受人の川辺町〇〇の〇〇〇〇さんが取得する川辺町〇〇、他３筆で栽培する果樹の種類でございますが、ブルーベリーとのことでした。〇〇さんは土建業を営んでおりますが、イチゴやブルーベリーの栽培をする農園の管理を奥さんが主体となってしておられるようです。南さつま市の農場でも栽培しているそうですが、その農場がイノシシ等による被害が多くなり、また、農場までが遠くて管理が行き届かないことから、今回取得する圃場へ移植をするとのことでした。

もう１点の「木質バイオマスへの木材の供給は山林からでないとできないのかについて」でございますが、山林からの供給でないとできないということではないようでございます。公園からの剪定枝、ダムの流木や建築廃材も対象となります。木質バイオマスに供給される木材にも、太陽光発電の固定価格買い取り制度があり、森林経営計画等の対象森林からの間伐材が最も高く、１キロワット当たり３２円から４０円、山林以外や間伐材以外の木材は４割減の２４円、建築廃材は７割減の１３円と買い取り価格に大きな差があります。この買い取り価格は先ほどの排出先で設定され、排出先が混在すると最低価格となります。このように、木質バイオマスへの木材の供給は、そのほとんどが山林からの供給を想定しているものと思われますことから、山林への転用が可能な土地については転用許可申請をするものと思われます。

それでは、事務局長諸般の報告を行います。８８・８９ページをお開き下さい。

諸般報告をおこなう

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第１ 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第１９条第２項の規定により７番 田中 委員、８番 君野 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第２ 会期決定の件を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日８月３０日の１日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 3㉟、農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。
議案審議に関する合意解約かつ農用地利用集積計画による通知事案、4件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が大阪府大阪市の〇〇〇〇さん、賃借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他の申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが2件で、貸し人主導によるものが2件、解約の理由は、耕作者変更によるものが2件、所有権移転によるものが2件となっております。詳細は4㉟をご覧ください。地目ごとの内訳は、田が2筆で4,348㎡、畑が6筆9,537㎡、合計8筆13,885㎡の合意解約となります。地域別では、知覧地域2件、川辺地域2件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

吉崎委員 審議番号4番は申請人が死亡していますが、問題は無いですか。

農地係長 4番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの件ですが、解約日が亡くなる前に提出されていますので、問題ないと解しています。

議 長 他に何かありませんか。

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は7㉟になります。今回認定されたのは3件です。再認定が4件あります。今回の新規認定のうち1番と2番は、父からの経営移譲によるもので、父に代わって新規で認定を受けるものでございます。

先ず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、両親と茶と露地野菜の経営を行い規模拡大を図ってきましたが、農業経営が厳しい中、機械の導入、

農地の連担化、優良品種への転換、優良作物への選定等に取り組み、効率の良い経営の安定と省力化に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による施設、機械等の更新を希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、両親と茶4haと甘藷2.3haと加工大根1.2haの経営を行ってきましたが、父からの経営移譲により茶を中心としたなか、甘藷、加工用大根の規模拡大も図りながら経営の安定と省力化を目指したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による機械の購入などを希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、茶5.2haの経営を行ってきました。パソコンを導入し、経営管理を行っていますが、面積を拡大し収入を上げたいということです。また作業性の悪い危険な場所もあるので安全に作業のできる場所を求めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による優良農地の購入を希望しています。

尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第52号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。顕娃町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、茶の栽培・製造・加工及び販売等で、会社設立は昭和27年6月、構成員は2人となっています。資本金の額は300万円で、今回農地の利用権設定をすることで5,295㎡の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分1を超えております。「事業要件」については、茶の栽培・加工等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に従事し、役員全員

が農作業に従事いたします。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 52 号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 52 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 53 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。
潁娃地区・知覧地区の調査報告をお願いします。

吉崎委員 8月18日、田中 司 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。

15 号、番号 1 番です。申請人は、熊本県菊池市の〇〇〇〇です。申請農地は、潁娃町〇〇で、畑の 3,553 m²です。申請目的は、申請人は畜産業を営んでいますが、経営安定のため申請地を譲り受けて太陽光発電施設を整備しようとし、農用地区域から除外をするものです。現地の場所は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇の道路反対側に位置します。詳細は、議案資料の 16 号から 18 号をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、ほかの農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。以上、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、番号 2 番です。申請人は福岡県福岡市の〇〇〇〇です。申請農地は、知覧町〇〇で、宅地の 1,420 m²の内 31.87 m²です。申請目的は、スマートフォンの急激な普及に伴い、悪化している通信品質を解決するため新たな基地局を新設しようとし、農用地区域から除外をするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 19 号から 21 号をご覧ください。申請地は、農業用施設用地で宅地です。ほかの農地には耕作道路が確保されているため、集団

化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、既存の基地局との無線エリア分担上、申請地が適地となるため、ほかに適当な土地が見つからなかったとのことでした。以上、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、番号3番です。申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の963㎡です。変更理由は、申請人は申請地の道路反対側に製茶工場を持ち、利便性が高い申請地を譲り受けて、農業用倉庫及び農業用機械の駐車場を整備しようとし、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の22頁から24頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、既存の製茶工場に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。なお、番号1番と番号3番は、同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されておりますので、のちほどご審議していただきます。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、全案件実施されていません。このことから、1番と2番の農用地からの除外と3番の農用地から農業用施設への用途区分変更は、やむを得ないものと判断されるところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

杵山委員 1番の〇〇〇〇はこちらでは畜産業をやっていないですね。

農地係長 やっております。

梶山委員 この辺は、周りは太陽光が多くあるのですが、何か斡旋を受けて見つけに来たのでしょうか。

農地係長 業者からの紹介で土地を見つけに来て探したという事であります。

梶山委員 それでは、その後の管理は自分が来られるのでしょうか。

農地係長 メンテナンスや管理については、現地調査のとき、業者さんが2ヶ所みえていたのでどちらかにお願いすることになると思います。

梶山委員 3番の地図の差し替えがありましたけれど、この地図の位置関係はおかしくないですか。

農地係長 説明不足でしたが、この住宅地図では、申請地が枕崎市に入っているような形になっておりますが、23 番の地籍図を見ていただきますと、地積図では申請地のすぐ北側に枕崎市とありますように住宅地図が間違っております。申請地を境として北側が枕崎市、南側が南九州市となっています。

梶山委員 わかりました。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 53 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 53 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 54 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可

についてご説明申し上げます。26 号からになりますが、今回審議番号 10 番につきましては、譲渡人の枕崎市火之神町の〇〇〇〇さんが〇月〇日に亡くなったことから、審議案件から削除をお願いします。よって今回の申請は、所有権移転 11 件になります。

所有権移転について、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他の申請であります。内訳は、田が 6 筆で 3,637 m²、畑が 9 筆で 9,599 m²、合計 15 筆 13,196 m²となっています。理由は、2 番が義理の兄より、3 番が知人より、11 番が父より、それぞれ受贈で、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10 a あたり、田が 70,175 円から 580,343 円で、畑が 400,943 円から 10,526,316 円で売買される予定です。地域別では、穎娃 3 件、知覧 4 件、川辺 4 件でございます。法第 3 条第 2 項各号の判断については、28 号から 33 号の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

今市委員 今回取り消された案件は申請者が死亡したためだと思うのですが、奥さんがおられるようですが、所有権移転は無かったという事ですか。

農地係長 奥さんに相続手続きされた後、来月以降に申請することになると思います。

今市委員 土地の価格ですが、畑の 10,526,000 円というのはどのような土地なのでしょう。

農地係長 一応、その案件につきましては審議番号 5 番の知覧町〇〇の 950 m²の〇〇〇の道路斜め向かいの土地で県道沿いになります。

今市委員 それは畑として使用されるのですか。

農地係長 3 条で許可しているので畑として耕作されます。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 54 号については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 54 号案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 8 議案第 55 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。

瀬娃地区調査員の報告をお願いします。

吉崎委員 36 号、審議番号 1 番です。申請人は瀬娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、瀬娃町〇〇、畑の 573 m²です。申請人は、実家に居住しているが、結婚を機会に同集落内に、農家住宅を建築するものです。申請地は、瀬娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 37・38 号の地図をご覧ください。申請地の東側と西側は畑に、ほかは道路に接しています。最高 0.5m の盛土を行いますが、法面保護を行うので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝へ、污水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝へ放流します。日照通風等については、緩衝地を設けて建築高 6 m 程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、農家住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、農家住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終

わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 55 号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 55 号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 56 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の潁娃地区分 1 件の報告をお願いします。

吉崎委員 40 頁、審議番号 1 番です。先ほど農振・除外でご審議して頂いた分です。譲受人が熊本県菊池市の〇〇〇〇です。譲渡人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇、畑の 3,553 m²です。申請人は畜産業を営んでいるが、経営安定化のため、申請地を譲り受けて隣接する山林と一体利用して、太陽光発電施設を整備しようとするものです。現地の場所は、先ほど説明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の 43 頁から 45 頁の地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、北側は道路に、西側は一体利用する山林に、南側は山林に接しています。現状のまま利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は排水溝を設け隣接する河川へ排水します。日照通風等については施設高 1.5m 程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設用地への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 次に、知覧地区分6件について報告をお願いします。

田中委員 40 号，審議番号2番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が静岡県浜松市の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町〇〇，畑の2,035 m²です。申請地は，周囲が山林で日照条件が悪く生産性が低いので，山林として管理しようとするものですが，すでに昭和40年に植林し，山林として管理されており，始末書が提出されています。申請地は，知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側に位置します。詳細は，議案資料の46・47 号の地図をご覧ください。申請地の周囲は全て山林であり，現状のまま利用するため土砂流出等の恐れはなく，雨水排水は自然流下とし，日照・通風等についても特に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，山林への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号3番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が熊本県熊本市の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町〇〇，畑の857 m²です。申請地は，形状が悪く耕作不便のため，隣接地を所有する申請人が譲り受けて，自己所有の宅地と一体利用してクヌギを植林して管理しようとするものです。申請地は，知覧庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の48・49 号の地図をご覧ください。申請地は不正形で，西側の一部が畑に，ほかは宅地及び山林，道路に接しています。現状のまま利用するため土砂流出の恐れはなく，雨水は自然流下で排水し，日照・通風等については境界から2.2m程度離して植林するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，山林への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号4番です。譲受人が鹿児島市下福元町の〇〇〇〇さん，譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町〇〇で，畑の386 m²です。申請人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築するものです。申請地は，知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の50・51 号の地図をご覧ください。申請地の北側は道路に，西側は宅地に，ほかは畑に接しています。最高40 cm程度の盛土を行いますが，よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝に放流し，汚水・生活雑排水は下水道へ放流します。日照通風等については，緩衝地を設け，建築高6 m程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，一般住宅への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，41 号，審議番号5番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が京都府木津川市の〇〇〇〇さん，他1名です。申請農地は，知覧町〇〇，他2筆で，畑の789 m²です。申請人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築するものです。申請地は，知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の52・53 号の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に，東側と南側は畑と道路に，西側は宅地及び雑種地，畑に接し

ています。最高 20cm 程度の盛土を行います。よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断し、また申請面積が 500 m²を超えますが、公道への取付道路として 135 m²を利用し、残り北側が不整形でかつ日照条件も悪く有効利用が出来ないのでやむを得ないものと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 6 番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇で、畑の 626 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、父親から申請地を譲り受けて、農家住宅を建築するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 54・55 頁の地図をご覧ください。申請地の東側及び北側は宅地に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、緩衝地を設けて建築するので影響を及ぼす恐れはないと判断いたしました。このことから、農家住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号 7 番です。先ほど農振・用途変更でご審議して頂いた分です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が枕崎市駒水町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の 963 m²です。申請人は道路反対側に製茶工場を持ち、利便性が高い申請地を譲り受けて、農業用倉庫及び農業用機械の駐車場を整備しようとするものですが、なお申請地は平成 27 年 8 月から農業用機械の駐車場及び農業用倉庫として利用しており、始末書が提出されています。現地の場所は、先ほど説明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の 56・57 頁の地図をご覧ください。申請地は南側が道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については建築高 7 m 程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、農業用倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 次、川辺地区分 4 件について報告をお願いします。

宮原耕委員 8 月 18 日、月野 貴大 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。

41 頁、審議番号 8 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、他 1 筆で、畑の 700 m²です。申請地は、周囲が山林で日照条件が悪く生産性が低いので、山林として管理しよう

とするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 58・59 頁の地図をご覧ください。申請地は北側と南側は畑に、東側は山林に、西側は道路及び山林に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で排水し、日照・通風等については、緩衝地を設けて植林するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、42 頁、審議番号 9 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、他 1 名です。申請農地は、川辺町〇〇、他 2 筆で、田の 667 m²です。申請人は、申請地の北側に位置する土地を開発して企業誘致を行う予定であり、隣接する西側の雑種地と一体利用して、申請地を譲り受けて駐車場を整備しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に、また川辺 IC から〇〇に〇〇mに位置します。詳細は、議案資料の 60・61 頁の地図をご覧ください。申請地の西側は一体利用する雑種地に、東側は宅地に、ほかは道路に接しています。最高 30 cm 程度の盛り土をするが、土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、周囲には耕作している農地はないので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

月野委員

42 頁、審議番号 10 番です。譲受人が愛知県名古屋市の〇〇〇〇さん、譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、他 1 筆で、畑の 2,222 m²です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 62 頁から 64 頁の地図をご覧ください。申請地の南側は畑に、東側と西側は道路に、北側は山林に接しています。最高 50 cm 程度の盛土及び切土を行うが、土留め工事するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路に放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け設置高 1.5m 程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 11 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が始良市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇で、畑の 598 m²です。譲渡人が市外在住で管理できないため、申請地を譲り受け山林として管理するものですが、すでに昭和 50 年頃植林し、山林として管理されており、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の西側に位置します。詳細は、議案資料の 65・66 頁の地図をご覧ください。申請地の東側は水路に、ほかは山林に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照・通風等については、周囲は全て山林であり影響を及ぼす恐れはないと判断いたしました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたし

ました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 次に、賃借権設定の潁娃地区分 1 件について報告をお願いします。

吉崎委員 67 号、賃借権設定の審議番号 1 番です。借人が福岡県福岡市の〇〇〇〇〇です。貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇、畑の 1,322 m²です。太陽光発電施設〇〇〇〇の設置工事のため、隣接する原野と一体利用して、申請地を借り受けて仮設の現場事務所等を設置するものであり、3 年間の一時転用です。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmで、太陽光発電施設を計画している〇〇〇〇の入り口に位置します。詳細は、議案資料の 68・69 号の地図をご覧ください。申請地の東側は道路に、南側は畑に、西側は一体利用する原野に、北側は太陽光発電施設の予定地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で排水し、汚水等は汲み取り式の仮設トイレを設置します。日照通風等については、緩衝地を設け建築高 2.0m 程度なので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、仮設の現場事務所への一時転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、所有権移転の潁娃地区分の審議番号 1 番について補足説明いたします。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、自己資金と融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されております。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の知覧地区分の審議番号 2 番から 7 番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号 2 番、5 番、6 番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。審議番号 3 番は、知覧庁舎から〇〇で〇〇mに位置しますので、第 3 種農

地の 300m 以内農地と判断されます。審議番号 4 番は、上水道及び下水道が敷設された幅員 4 m 以上の市道に面しており、かつ概ね 500m 以内に医療機関〇〇〇〇と公共施設〇〇〇〇があるため、第 3 種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号 2 番が昭和 40 年に植林され、審議番号 7 番が、平成 27 年 8 月から農業用倉庫及び駐車場として使用されており、始末書が提出され、資金証明は不要となります。審議番号 3 番から 6 番までの申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号 3 番と 5 番は、全額自己資金で、審議番号 4 番と 6 番は、全額融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号 2 番から 7 番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 2 番と 3 番の山林、審議番号 4 番と 5 番の一般住宅、審議番号 6 番の農家住宅、審議番号 7 番の農業用倉庫への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の川辺地区分の審議番号 8 番から 11 番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号 8 番、10 番、11 番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。審議番号 9 番は、川辺インター（高速自動車国道等のインターチェンジ）から〇〇m に位置しますので、第 3 種農地の 300m 以内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号 11 番は、既に昭和 50 年頃植林しており、今回始末書が提出され、資金証明は不要となります。それ以外の審議番号 8 番から 10 番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号 8 番と 9 番は、自己資金で、審議番号 10 番は、自己資金と融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号 8 番から 11 番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号 10 番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されております。ほかの審議番号については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 8 番と 11 番の山林、審議番号 9 番の駐車場、審議番号 10 番の太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に 67 ページ、賃借権設定の審議番号 1 番について補足説明いたします。

立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、太陽光発電施設の設置工事に係る現場事務所への 3 年間の一時転用となり不許可の例外に該当します。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 1 番の現場事務所への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 56 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 56 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 ここで暫く休憩いたします。

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたしますが、その前に事務局から議事の訂正があるようです。

農地係長 先ほど農地区分の件で 4 条申請の分ですが、第 1 種農地の不許可の例外の集落接続農地という事で転用が判断されるのではという事でしたが、第 2 種農地その他の農地で転用が出来るのではという事で、第 2 種農地その他の農地による転用に修正をお願いします。

あと、5 条申請の 42 分の審議番号 9 番ですが、川辺インターから〇〇m 以内に位

置しますので3種農地の300m以内農地という事で説明しましたが、3種農地にするには基準に当てはまらないのではという事で、2種その他の農地という事で転用の区分の修正をお願いします。

事務局長 4条申請の分につきましては、県道の向側まで1種農地が広がっていますが、住宅も存在していますし、修理工場もあります。したがって県道で向かい側の農地との分断がされるのではという事で、2種農地と判断させていただきました。

それと5条の審議番号9番ですが、3種農地と2種農地の違いでありますが、3種農地の基本的な考え方ですが、市街地の区域内もしくは市街化の著しい区域という事でインターの西側は住宅等の市街化の著しい区域に該当しますが、該当地の方は市街化は見込めないという事で、2種農地と判断させていただきました。

議 長 以上の件については修正方をお願いします。

議 長 次に、日程第10議案第57号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。72番からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は薩摩川内市の〇〇〇〇さん、譲受人は額娃町〇〇の〇〇〇〇さんであります。理由は、全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は畑が19筆で38,364㎡であります。申請農地の取引価格については、10aあたり79,397円から650,000円で売買される予定です。地域別では、額娃7件、知覧2件、川辺2件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。74番から83番です。利用権を設定する者は額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は額娃町〇〇の〇〇〇〇、他59件になります。設定面積は、田が10筆で6,930㎡、畑が82筆で127,947㎡、合計92筆の134,877㎡になります。地域別では、額娃が6件、知覧が12件、川辺が42件、合計60件となっております。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。84番から86番になります。利用権を設定する者は額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他3件になります。設定面積は、田が2筆の3,743㎡、畑が10筆の23,954㎡となっております。合計12筆の27,697㎡になります。地域別では、額娃1件、知覧1件、川辺2件、合計4件となっております。以上でございます。全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作

業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 72 頁の 6 番と 7 番は電力会社の所有物の売却と、そうすると 5 条申請を提出していたのではないですか。

農地係長 この土地について経緯を申し上げますと、この土地の元の名義が戦前から鹿児島県の金生町にありまして一時期、〇〇〇〇さんが管理されていたのですが、名義は〇〇〇〇で、その継承者が鹿児島信用金庫で、平成 12 年 12 月時効取得を原因として裁判の判決で〇〇〇〇〇に名義が変わったもので、5 条申請が出されていたものではありません。

事務局長 抵当権を設定されていて、抵当権を抹消するためにここが裁判を起こして、この所有に変える手続きを行ったところです。時効取得により名義を変える場合は委員会に照会がありますが、裁判による場合は、委員会に照会が無いので、このような団体が農地の所有が出来ないはずなので、確認をしたところ、この様な経緯があったところです。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 57 号の案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 8月31日の研修会の説明、ネームの委員証の確認を行う

事務局長 今後の日程について連絡する

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第8回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後4時30分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 7番 _____

会議録署名委員 8番 _____